#### 第1章 総則

#### (約款の適用)

明成通信株式会社 (以下、「当社」といいます。) は、国際電気通信連合憲章 (平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約 (平成7年条約第3号)、条約附属国際電気通信規則 (平成2年6月郵政省告示第408号)、国際海事衛星機構 (インマルサット) に関する条約 (昭和54年条約第5号)の規定に基づき、この音声利用 I P通信網サービス契約約款 (電気通信事業法 (昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。) 第19条第1項及び同法第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより音声利用 I P通信網サービス (当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

- (注) 本条のほか、当社は、明成ひかり電話サービスに附帯するサービス (当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。) をこの約款により提供します。
- 2 本サービスは、当社が東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社(以下、NTTといいます。)から光コラボレーション事業として卸電気通信役務の提供を受け、提供するものです。したがって、本サービスについては、本契約とともにNTTの該当するサービス契約約款を必要に応じて準用し適用します。

#### (約款の変更)

- 第1条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 音声利用 I P通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更又は音声利用 I P通信網サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

#### (用語の定義)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用語の意味						
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備						
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他 電気通信設備を他人の						
	通信の用に供すること。						
3 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの						
4 国際通信	通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を						
	取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。)						
	及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末						
	(以下「特定衛星携帯端末」といいます。) を含みます。 以下同じとします。) との間						
	で行われるもの						
5 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信						
6 音声利用 I P 通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信(電気通信番号規則						
	(平成9年郵政省令第82号)に規定する電気通信番号(当社又はNTT東日本						
	が別に定めるものに限ります。)を相互に用いて行うものとします。)の用に供することを						
	目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備(送						
	信の場所と受信の場所との間を接続する伝送 路設備及びこれと一体として設置される						
	交換設備並びにこれ らの附属設備をいいます。以下同じとします。)						
7 音声利用IP通信網サービス	音声利用IP通信網を使用して行う電気通信サービス						
8 音声利用 I P通信網サービス取扱所	(1) 音声利用IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所						
	(2) 当社の委託により音声利用IP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事						
	業所						

9 所属音声利用 I P通信網サービス取	その音声利用 I P通信網サービスに関する契約事務を行う音声利用 I P通信網サー
扱所	ビス取扱所(当社の事業所及び当社が指定する事業所に限ります。)
10 取扱所交換設備	特定FTTH事業者の事業所に設置されるサービス卸に係る交換設備
11 音声利用 I P通信網契約	当社から音声利用IP通信網サービスの提供を受けるための契約
12 契約者	当社と音声利用 I P通信網契約を締結している者
13 利用回線	IP通信網契約(IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。)に基
	づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信
	回線であって、音声利用IP通信網サービスに係るもの
14 契約者回線	利用回線を用いて、音声利用 I P 通信網サービスに係る符号、音響又は影像の伝送
	を行うための電気通信回線
15 契約者回線等	(1) 音声利用 I P通信網又は当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び
	当社が必要により設置する電気通信設備
	(2) 相互接続点
16 収容音声利用 I P通信網サービス取	契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている音声利用 I P通信網サ
扱所	ービス取扱所
17 端末設備	契約者回線の電気通信回線設備の一端(相互接続点におけるものを除きます。)に
	接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所
	と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
18 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
19 自営電気通信設備	電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をし
	た者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端
	末設備以外のもの
20 協定事業者	特定FTTH事業者と相互接続協定(特定FTTH事業者が特定FTTH事
	業者以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定(事
	業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みま
	す。)をいいます。以下同じとします。)を締結している電気通信事業者
21 相互接続点	特定FTTH事業者が音声利用IP通信網サービス契約約款に定める相互接続
	点
22 相互接続通信	特定FTTH事業者の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める相互接続
	通信
23 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税さ
	れる消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法
	令の規定に基づき課税される地方消費税の額
24 特定FTTH事業者	東日本電信電話株式会社

# (外国における取扱制限)

第3条 国際通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

#### 第2章 音声利用 I P通信網サービスの種類等

#### (音声利用 I P通信網サービスの提供)

第4条 音声利用 I P通信網サービスは、当社と特定 F T T H事業者との間のサービス卸契約(以下この条において「卸契約」といいます。」に基づき、利用回線を使用して提供します。

2 音声利用 I P通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22 条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更又は音声利用 I P通信網サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

ただし、音声利用 I P通信網サービスは、特定 F T T H 事業者の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

3 音声利用 I P通信網契約に係る手続き等は、卸契約を締結している特定 F T T H 事業者の事由等により、期間を要する場合があります。

#### (営業区域)

第5条 音声利用 I P通信網サービスの営業区域は、別表1(営業区域)に定めるところによります。

#### 第3章 音声利用 I P通信網契約

#### (契約の単位)

第6条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の音声利用IP通信網契約を締結します。この場合、契約者は、1の音声利用IP通信網契約につき1人に限ります。

#### (音声利用 I P通信網契約申込の方法)

第7条 音声利用 I P通信網契約の申込みをするときは、1の利用回線(次のいずれかに該当するときを除きます。)を指定し、契約事務を行う音声利用 I P通信網サービス取扱所に申告していただきます。

- (1) その利用回線に係る契約の名義が音声利用 I P 通信網契約の申込みをする者と同一でないとき。
- (2) その利用回線が既に他の音声利用 I P通信網契約に係る利用回線の指定を受けているとき。

#### (音声利用 I P通信網契約申込の承諾)

- 第8条 当社は、音声利用 I P通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その音声利用IP通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 音声利用 I P通信網契約の申込みをした者が音声利用 I P通信網サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第49条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第49条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第15条(当社が行う音声利用 I P通信網契約の解除)、第29条(利用停止)、第49条(債権の譲渡等)、第56条(承諾の限界)及び料金表通則において同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 音声利用 I P 通信網契約の申込みをした者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務(当該約款に規定するものをいいます。) の支払いを現に怠っているとき。
- (3) 第57条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) 音声利用 I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (5) 特定FTTH事業者がその音声利用IP通信網契約の申込みを承諾しないとき。
- (6) 当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (7) その他当社が不適当と判断したとき。

#### (契約者識別番号)

- 第9条 音声利用 I P 通信網サービスの契約者識別番号は、1 の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
- 2 契約者回線に係る移転等(第 41 条(基本使用料等の支払義務)に規定するものをいいます。)を行う場合であって、契約者識別番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。
- 3 当社は、第53条(修理又は復旧)の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声利用 I P 通信網サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

4 前項の規定により、音声利用 I P通信網サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

#### (請求による契約者識別番号の変更)

- 第10条 契約者は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。
- 2 契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属音声利用 I P通信網サービス取扱所に対し、申告していただきます。
- 3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている契約者からのものであると当社又は特定 F T T H事業者が認めた場合に限り、その請求を承諾します。
- 4 当社は、契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって事実に反する申告を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

#### (契約者の氏名等の変更の届出)

- 第11条 契約者は、氏名、名称、住所、居所若しくは電子メール等の送信先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用 I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、所属音声利用 I P通信網サービス取扱所に届出がないときは、第9条(契約者識別番号)、第15条(当社が行う音声利用 I P通信網契約の解除)、第29条(利用停止)及び第31条(通信の態様)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所、居所若しくは請求書の送付先への郵送による通知を発したことをもってその通知を行ったものとみなします。
- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

#### (音声利用 I P通信網契約に係る名義変更)

- 第12条 当社は、利用回線の名義変更の請求を行うときに限り、その音声利用IP通信網契約に係る名義変更の請求ができます。この場合において、名義変更により新たにその音声利用IP通信網契約の契約者となる者は、名義変更後の利用回線に係る契約者と同一とします。
- 2 前項に規定する名義変更には、相続又は法人の合併若しくは分割(以下「相続等」といいます。)による名義変更を含みます。
- 3 音声利用 I P通信網契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にその音声利用 I P通信網サービスの契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利及び義務を承継します。

(音声利用 I P 通信網サービスの利用の一時中断)

第13条 当社は、契約者から請求があったときは、音声利用 I P通信網サービスの利用の一時中断(その契約者識別番号を変更することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

#### (契約者が行う音声利用 I P通信網契約の解除)

第14条 契約者は、音声利用 I P通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音利用 I P通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。

#### (当社が行う音声利用 I P 通信網契約の解除)

- 第15条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合に、その音声利用 IP通信網契約を解除することがあります。
- (1) 利用回線について契約の解除があったとき。
- (2) 利用回線が移転等により音声利用 I P通信網サービスの提供区域外となったとき。
- (3) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、音声利用 I P通信網サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第49条(債権の譲渡等)の規定により、当社が音声利用 I P通信網サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者(第49条に規定するものをいいます。)へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき(請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)を含みます。以下この条において同じとします。)。
- (4) 音声利用 I P通信網サービスに係る契約の申込みに当たって事実に反する申告を行ったことが判明したとき。
- (5) 第 11 条 (契約者の氏名等の変更の届出) の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
- (6) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の音声利用 I P 通信網サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。) について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (7) 第57条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (8) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (9) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等 規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) (以下「技術基準」といいます。) 及び端末設備等の接続の条件(以下「技術的条件」といいます。) に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
- (10) 前9号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、第29条(利用停止)第1項の規定により音声利用IP通信網サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その音声利用IP通信網契約を解除することがあります。
- 3 当社は、契約者が第29条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい 支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、音声利用IP通信網サービスの利用停止をしないでその音声利用IP通信網 契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前項の規定によるほか、当社が定める期日までに工事を完了できないときは、その音声利用 I P 通信網契約を解除します。
- 5 当社は、前4項の規定により、その音声利用IP通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 6 当社は、前5項の規定によるほか、契約者の死亡等により、以後その音声利用IP通信網契約に係る音声利用IP通信網サービスが利用されないものと認めたときは、死亡等の事実を確認した日をもってその音声利用IP通信網契約を解除するものとします。

#### 第4章 契約者回線の態様等

#### (契約者回線の終端)

第16条 当社は、利用回線の終端を契約者回線の終端とします。この場合において、当社は、契約者回線の終端となった場所に係る住所を設置場所住所として登録します。

#### (契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

- 第17条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、次に定めるところによります。
- (1) 契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が音声利用 I P 通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

#### (収容 I P通信網サービス取扱所の変更)

- 第18条 契約者回線は、特定FTTH事業者の定めるところにより音声利用IP通信網サービス取扱所交換設備に収容されます。
- 2 特定FTTH事業者の事由により、収容音声利用IP通信網サービス取扱所が変更されることがあります。
- 3 当社は、前項の規定によるほか、第53条(修理又は復旧)の規定により、収容音声利用 I P通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

#### (契約者回線に係る移転)

第19条 当社は、契約者から利用回線に係る移転の請求があったときは、音声利用 I P 通信網サービスの契約者回線に係る移転の請求があったものとみなして取扱います。

#### 第5章 付加機能

#### (付加機能の提供)

第20条 当社は、契約者から請求があったときは別表2(付加機能)に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

#### (付加機能の利用の一時中断)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 当社は、契約者から契約者回線の利用の一時中断の請求があったときは、付加機能の利用の一時中断の請求があったものとみなして取扱います。

#### 第6章 自営端末設備の接続

#### (自営端末設備の接続)

第22条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備(端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。)、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器に限ります。以下同じとします。)を接続することができます。

- 2 契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りでありません。
- 3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

#### (自営端末設備に異常がある場合等の検査)

- 第23条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2 前項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

#### 第7章 自営電気通信設備の接続

#### (自営電気通信設備の接続)

- 第24条 契約者は、次の場合を除いて、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、接続することができます。
- (1) その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (2) 特定FTTH事業者がその接続を認めないとき。
- 2 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督していただきます。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りでありません。

3 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

#### (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第25条 契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第23条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

#### 第8章 端末設備の貸与

#### (端末設備の貸与)

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を貸与します。 ただし、その端末設備の貸与が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その端末設備を貸与できないことがあります。

#### (端末設備の返還)

第27条 当社の端末設備の貸与を受けている契約者は、端末設備の返還を当社に申し出た場合のほか、次の場合には、その端末設備を当社が指定する場所へ当社が定める期日までに速やかに返還していただきます。

- (1) その音声利用 I P通信網契約の解除があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)。
- (2) その他利用回線に係る契約又は音声利用 I P通信網契約の内容の変更に伴い、その音声利用 I P通信網契約に係る端末設備を利用しなくなったとき。

(利用中止)

第28条 当社は、次の場合には、音声利用 I P通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定FTTH事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第34条 (通信利用の制限等) の規定により、音声利用 I P通信網サービスの利用を中止するとき。
- (3) 利用回線に係る I P 通信網サービスの利用中止を行ったとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について別表 2 (付加機能) に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能の利用を中止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により音声利用IP通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が指定する方法にてお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合又は特定FTTH事業者からの請求によるものである場合は、この限りでありません。

(利用停止)

第29条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、 その音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 音声利用 I P通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、音声利用 I P通信網サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第49条(債権の譲渡等)の規定により、当社が音声利用 I P通信網サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者(第49条に規定するものをいいます。)へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき(請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)を含みます。以下この条において同じとします。)。
- (2) 音声利用 I P通信網サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第11条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の音声利用 I P通信網サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。) について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第22条(自営端末設備の接続)、第23条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)、第24条(自営電気通信設備の接続)、第25条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)、第57条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)及び端末設備等の接続の条件(以下「技術的条件」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (8) 前7号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

- 2 当社は、前項第1号から第8号の規定により音声利用IP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
- 3 当社は、第1項各号の規定により、当社が音声利用 I P通信網サービスの利用の停止の手続き等を行っている期間中に、契約者が第1項各号に該当しなくなった場合であっても、利用の停止を行う場合があります。

#### (通信種別)

第30条 通信には、次の種別があります。

種別	内容					
通話モード	音声その他の音響の伝送を行うためのもの					
ビデオ通信モード	通話モードによる通信と同時に、映像の伝送を行うためのもの					
データ通信モード	通話モード及びビデオ通信モード以外のもの					

2 通信の種別ごとにおける提供条件は、当社又は特定 F T T H 事業者が別に定めるところによります。

#### (通信の態様)

第31条 通信には、次の態様による区別があります。

区別	内容					
タイプ 1	通話モードのみを利用することができるもの					
タイプ 2	通話モード、ビデオ通信モード及びデータ通信モードを利用することができるもの					

- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上、タイプ1からタイプ2へ細目の変更を行う場合があります。
- 3 当社は、前項の規定により種類を変更しようとするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

#### (発信者番号通知)

第32条 契約者回線からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知(契約者回線に係る契約者識別番号を当社が定める通信の相手先へ通知することをいいます。以下同じとします。)を行います。ただし、次の通信については、この限りでありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2) 契約者識別番号非通知(契約者の請求により、契約者回線から行う通信について、その契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。)の扱いを受けている契約者回線から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)
- (3) その他当社が別に定める通信
- 2 第1項の規定により、その契約者回線の契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等の機能により、その通信が制限される場合があります。
- 3 当社は、前2項にかかわらず、契約者回線から、電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者識別番号、氏名又は名称及び契約者回線の終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。 ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りでありません。
- 4 当社は、前3項の規定により、契約者識別番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- (注1)本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。
- (注2)契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者識別番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

#### (相互接続点との間の通信等)

- 第33条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定に基づき特定FTTH事業者が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。 この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 2 相互接続点との間の通信を行うことができる地域(以下「接続対象地域」と いいます。)は、特定 F T T H事業者が相互接続協定により 定めた地域に限り行うことができるものとします。

#### (通信利用の制限等)

- 第34条 音声利用 I P通信網サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、当社又は特定 F T T H 事業者の定めるところによります。
- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。
- 4 音声利用 I P通信網サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、音声利用 I P通信網サービスの一部が利用できない場合があります。
- 5 前4項に規定するほか、契約者は、当社、特定FTTH事業者又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、契約者回線を使用することができない場合においては、その音声利用IP通信網サービスを利用できないことがあります。

#### (通信の切断)

第35条 当社は、当社又は特定FTTH事業者の電気通信設備に著しい支障があるときは、その通信を切断することがあります。

#### (通信時間等の制限)

第36条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

#### 2 音声

利用 I P通信網サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、音声利用 I P通信網サービスの一部が利用できない場合があります。

#### (通信時間の測定等)

- 第37条 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。
- 2 タイプ2 (第31条 (通信の態様) に規定するものをいいます。) に係る通信 (一般通信 (料金表第1表第4 (通信料) に規定するものをいいます。) であって国内通信に限ります。以下この条において同じとします。) について、その経過時間内に通信種別 (第31条 (通信種別) に規定するものをいいます。) 、1のチャネルにおける同時通信数又は伝送速度 (以下「通信種別等」といいます。) の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間を通信料を算出するときの通信時間として取り扱います。
- (1) 双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間
- (2) 最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの時間

- (3) (1)及び(2)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻までの時間
- 3 タイプ2に係る通信については、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたとき又は通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等(その通信に係る同時通信数が2以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。)に基づき、前項に規定する区分ごとにそれぞれ料金表第1表第4(通信料)に規定する料金種別の通信料金を適用します。ただし、前項に規定する区分について、適用される料金種別が同一となるものがある場合は、第1項に規定する1の経過時間ごとに、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金種別に係る通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。
- 4 前項の場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者又は着信者が指定した伝送速度を下回る場合においても、当社は、 発信者又は着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料金を適用します。

#### (通信地域間距離の測定)

第38条 当社は、通信地域間距離の測定方法は、特定FTTH事業者が別に定める測定方法に準ずるものとします。

#### (国際通信の取扱い地域)

- 第39条 国際通信の取扱い地域は、当社が別に定めるものとします。
- (注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、料金表第1表第6(国際通信に関する料金額)に定めるところによります。

#### 第1節 料金及び工事費

#### (料金及び工事費)

第40条 当社が提供する音声利用 I P通信網サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、手続き に関する料金及びユニバーサルサービス料に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供する音声利用 I P通信網サービスの工事費は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。ただし、料金表第2表(工事費)に規定のない工事について、当社が行うことを認めた場合の工事費の額については、別に算定する実費とします。

#### 第2節 料金等の支払義務

#### (基本使用料等の支払義務)

第41条 契約者は、音声利用 I P通信網契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1(基本使用料)、料金表第1表第3(付加機能使用料)及び第5(ユニバーサルサービス料)に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間(貸与を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第2(端末設備使用料)に規定する料金の支払いを要します。ただし、当社は、利用回線の提供を開始していない場合は、IP通信網サービス契約約款に規定する契約者回線の提供開始日を音声利用IP通信網サービスの提供開始日とみなして取り扱います。

- 2 前項の規定にかかわらず、料金表第1表(料金)又は別表2 (付加機能)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 第1項の期間において、利用停止等により音声利用 I P通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、端末設備使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料(以下「基本使用料等」といいます。) の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用IP通信網サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金			
1 契約者の責めによらない理由により、その音声利用 I P	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時			
通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電	間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を			
気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用	計算し、その日数に対応するその音声利用IP通信網サービスにつ			
できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。) が生	いての料金			
じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24				
時間以上その状態が連続したとき。				

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### (通信料の支払義務)

第42条 契約者は、当社が音声利用 I P通信網契約に基づいて音声利用 I P通信網サービスに係る設備を設置したときから、当社が音声利用 I P通信網サービスに係る設備を撤去するまでの間に契約者回線から行った次の通信(契約者回 線の契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、第37条(通信時間の測定等)の規定により測定した通信時間又は通信回数と料金表第1表第4(通信料)及び第6(国際通信に関わる料金額)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。ただし、付加機能に係る通信に関する料金

について、この約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 相互接続通信に係る料金の支払義務については、第1項の規定にかかわらず、次条に定めるところによります。
- 3 前 2 項に定めるほか、他事業者へ通信を行ったときは、当社又はその他事業者の定めにより当社又は他事業者がその通信に係る料金を請求します。
- 4 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。)は、通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第4(通信料)に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

#### (相互接続通信に係る料金の支払義務)

- 第43条 契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者(特定FTTH事業者を含みます。以下、この条において同じとします。)の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。
- 2 協定事業者がその契約約款に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- 3 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を当社が別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 4 契約者は、当社が他社相互接続通信(別表3(他社相互接続通信に係る協定事業者)に定める協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。)により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

#### (工事費等の支払義務)

- 第44条 契約者は、音声利用 I P通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 第3節 相互接続通信に係る料金等の取扱い

#### (相互接続通信に係る料金等の取扱い)

第45条 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。

- (1) 国内通信に係る相互接続通信は、特定FTTH事業者が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。
- (2) 国際通信に係る相互接続通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その契約者回線からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者識別番号等をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。

- 2 別表 6 (相互接続通信の料金の取扱い) に規定する接続形態により行われる 相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別表 6 に定める料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等 料金に関するその他の取扱いについては、別表 6 に定めるところによります。 ただし、当社、特定 F T T H事業者又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、当社、特定 F T T H事業者又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 前項の規定に関わらず、国際通信に係る相互接続通信の料金は、当社が別に定めるところによります。

#### 第4節 料金の計算等

#### (料金の計算等)

第46条 料金及び工事費の計算方法、料金及び工事費の支払方法並びに料金その他の取扱いに関しては、料金表通則に定めるところによります。ただし、料金表第1表(料金)から第2表(丁事費)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第5節 割増金及び延滞利息

#### (割増金)

第47条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

#### (延滞利息)

第48条 契約者は、料金その他の債務(第49条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第49条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている音声利用 I P通信網契約について、契約者がその音声利用 I P通信網契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その音声利用 I P通信網契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

#### 第6節 債権の譲渡等

#### (債権の譲渡等)

第49条 契約者(当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が音声利用 I P通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が定める第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 契約者は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報(請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。)並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第29条(利用停止)の規定に基づきその音声利用 I P通信網サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報(請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 3 契約者は、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報(請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。)を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

#### (当社の維持責任)

第50条 当社は、当社が電気通信設備を設置した場合、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

#### (契約者の維持責任)

第51条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

#### (契約者の切分責任)

第52条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定FTTH事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が指定する音声利用 I P 通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (修理又は復旧)

第53条 特定FTTH事業者が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、特定FTTH事業者がその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、その修理又は復旧の順位等については、特定FTTH事業者の定めるところによります。

2 前項の場合において、電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容音声利用 I P 通信網サービス取扱所又は契約者識別番号が変更されることがあります。

#### 第13章 損害賠償

#### (責任の制限)

- 第54条 当社は、音声利用 I P通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その音声利用 I P通信網サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、音声利用 I P通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
- (1) 料金表第 1 表第 1 (基本使用料)、第 2 (端末設備使用料)、第 3 (付加機能使用料)及び第5 (ユニバーサルサービス料) に 規定する料金
- (2) 料金表第1表第4 (通信料)及び第6 (国際通信に関する料金額) に規定する料金 (音声利用 I P通信網サービ スを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料 (前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失により音声利用 I P通信網サービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。
- (注1)第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いについて別表2(付加機能)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (注2)本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

#### (免責)

- 第55条 当社は、音声利用IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 3 当社は、音声利用 I P通信網サービスの契約者識別番号を変更することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

#### (承諾の限界)

第56条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社又は特定FTTH事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### (利用に係る契約者の義務)

第57条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 音声利用 I P通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずししないこと。
- ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
- (2) 音声利用 I P通信網契約に基づき設置した電気通信設備及び第26条(端末設備の貸与)の規定により当社が貸与した端末設備を変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、 自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、音声利用 I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 音声利用 I P通信網契約に基づき設置した電気通信設備及び第26条(端末設備の貸与)の規定により当社が貸与した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 故意に多数の不完了呼(通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。)を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (6) 当社又は特定 F T T H事業者の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (7) 音声利用通信網の一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (8) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介しないこと。
- (9) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ないこと。
- (10) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと。
- (11) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続しないこと。
- (12) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (13) 当社又は特定 F T T H 事業者の電気通信設備に著しく負荷を与える等により、サービス卸を利用するその他の契約者の利用環境に著しい支障を生じさせないこと。

- (14) 音声利用 I P 通信網サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備若しくは第26条(端末設備の貸与)の規定により当社が貸与した端末設備を亡失、き損又は当社が定める期日までに返却しなかったときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。この場合において、当社は、その必要な費用の請求を、当社が提供する電気通信サービスの料金に合算して請求する場合があります。
- 3 契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。 契約者が、コールバックサービス(本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。) のうち、当社又は特定 F T T H 事業者の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方式	概要			
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者			
	がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで			
	提供がなされるコールバックサービスの方式			
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために			
	用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方			
	式			

#### (協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

第58条 音声利用 I P通信網契約の申込みの承諾を受けた者は、特定 F T T H事業者が別に定める協定事業者(事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。)がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と特定 F T T H事業者が別に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。ただし、契約者からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

#### (契約者の氏名の通知等)

- 第59条 契約者は、特定FTTH事業者又は協定事業者(その契約者と他社相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。)から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者識別番号等を、特定FTTH事業者又はその協定事業者に通知する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 2 相互接続通信(当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。)に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者識別番号等相互接続のために必要な情報を、特定 F T T H事業者又はその相互接続通信に係る協定事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 3 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。)は、契約者回線から、当社が別に定める付加機能を利用する契約者回線等への通信を 行った場合、その通信があった日時、通信の相手先電話番号に係る情報、その通信の着信に係る契約者識別番号その他料金表に定める内 容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることにあらかじめ同意するものとします。
- 4 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。)は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 5 契約者は、当社が第49条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその音声利用 I P 通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

#### (協定事業者等からの通知)

第60条 契約者は、当社が、特定FTTH事業者又は協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

#### (番号情報の提供)

- 第61条 契約者は、当社の番号情報(電話帳掲載又は番号案内に必要な情報(第66条(電話帳掲載)及び第67条(番号案内)の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった契約に係る情報を除きます。)をいいます。以下この条において同じとします。)について、当社が特定 FTTH事業者に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 2 契約者は、前項の規定により当社が特定FTTH事業者に提供した番号情報を、特定FTTH事業者が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。)に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- (注1)本条第2項に規定する当社が別に定める者は、特定FTTH事業者と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。
- (注2) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)」 等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

#### (個人情報の取扱)

第62条 当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。

2 前項に規定するプライバシーポリシーは、当社のインターネットホームページ等において公表します。

#### (所轄裁判所)

第63条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (その他)

第64条 音声利用 I P通信網契約の解除があった場合の料金の支払いその他の契約者の義務については、なお従前のとおりとします。

#### 第15章 その他のサービス

#### (料金明細内訳書の発行等)

第65条 当社は、その契約者に係る音声利用 I P 通信網サービスの通信料金明細内訳を開示いたしません。

#### (電話帳掲載)

第66条 当社は、料金表第3表に定めるところにより、電話帳への掲載を行います。

#### (番号案内)

第67条 契約者は、当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号等(当社又は特定FTTH事業者が付与した契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。)の案内(以下「番号案内」といいます。)を利用することができます。

# (番号案内料の支払義務等)

第68条 番号案内の利用に係る料金は、番号案内を利用した契約者回線(その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます。)の契約者が、料金表第5表(番号案内料)に規定する番号案内料の支払いを要します。

2 番号案内料に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内料については通信料とみなして取り扱います。

# 料金表

# (料金表目次)

通見	铡 …	27^	~28
Ŝ	第1表	長料金	29
	第1	基本使用料	29
	1	適用	29
	2	料金額	30
	第2	端末設備使用料	30
	第3	付加機能使用料 ·····	30
	1	適用	.30
	2	料金額31~	~32
	第4	通信料	33
	1	適用33~	~36
		料金額36~	
	第5	ユニバーサルサービス料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
		適用	
		料金額	
	第6	国際通信に関する料金額38~	~44
Ŝ	-	【工事費	
		適用 ·······45↑	
		料金額47~	
		重複掲載料	
Ŝ		番号案内料	
		適用	
	2 #	料金額	49

#### 诵則

#### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額(以下「税抜額」といいます。)で料金を定めるときは、その額に消費税相当額を加算した額(以下「税込額」といいます。)を併記します。この場合において、当社は税抜額により料金を計算することとします。
- (注) この料金表に規定する税込額は消費税法第63条の2に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。
- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- (注)料金月に従って通信料を計算する場合において、通信を開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (3) 第41条(基本使用料等の支払義務)第3項第3号の表の規定に該当するとき。
  - (4) 第6項の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第41条第3項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 5 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、第1項の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。 この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

#### (端数処理)

7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (料金等の支払い)

- 8 契約者は、料金その他の債務について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金その他の債務 (第49条 (債権の譲渡等) の規定により、 当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。) について、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 9 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

#### (消費税相当額の加算)

10 第41条(基本使用料等の支払義務)の規定から第44条(工事費の支払義務)までの規定、第67条(番号案内料の支払義務等)の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りでありません。

#### (料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。
- (注) 当社は、第17項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の音声利用 I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

#### 第1 基本使用料

1 適用

#### 基 本 使 用 料 の適 用

# 音声利用 I P通信網サービスの基本使用料の適用

ア 音声利用 I P通信網サービスの基本使用料には、基本機能又は上限チャネルの態様により次の料金種別があります。

基本使用料の料金種別	内容
明成ひかり電話	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであって、「明成ひかり電話プラス」以外のもの 最大番号数:5番号
明成ひかり電話プラス	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであって、基本機能として、第3(付加機能使用料)2(料金額)に規定する割込着信サービス、転送電話サービス、発信者番号通知サービスの基本機能、ナンバーリクエスト、着信拒否サービス及び着信お知らせメールに相当する機能を有するもの最大番号数:5番号
明成ひかり電話オフィス	同時に8チャネルまでの通信が可能なものであって、「明成ひかり電話 オフィスプラス」以外のもの 最大番号数:32番号
明成ひかり電話オフィスプラス	同時に最大 32 チャネル(マンションタイプは最大 8 チャネル)までの通信が可能なものであって、基本機能として、第3(付加機能使用料)2(料金額)に規定する転送電話サービス、発信者番号通知サービスの基本機能、ナンバーリクエスト及び着信拒否サービスに相当する機能を有するもの最大番号数:7000番号

- イ 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。
- ウ 基本機能として、「明成ひかり電話」「明成ひかり電話プラス」「明成ひかり電話オフィスプラス」にあっては 1 チャネル、「明成ひかり電話オフィス」にあっては 3 チャネルによる通信が可能です。
- エ「明成ひかり電話 オフィスプラス」の上限チャネル数は利用回線によって次のとおりとなります。

利用回線	上限チャネル数
ファミリー、ファミリー・ハイスピードタイプ、ファミリー・ギ ガ、ファミリー・スマート相当	32 チャネル
マンション、マンション・ハイスピードタイプ、マンション・ギ ガ、マンション・スマート相当	8 チャネル

# 2 料金額

		料金額(月額)
区	分	税抜額(かっこ内は税込額)
音声利用 I P通信網	明成ひかり電話	500円(550円)
	明成ひかり電話プラス	1,500円 (1,650円)
	明成ひかり電話オフィス	1,300円 (1,430円)
	明成ひかり電話オフィスプラス	1,100円(1,210円)

料金額1契約ごとに

# 第2 端末設備使用料

				料金額(月	]額)
区	分	単	位	税抜額(かっこ内	は税込額)
明成ひかり電話対応ルー	-9–	1 契約	ごとに	明成ひかり マンション(スマート除く)	450円 (495円)
				上記以外	0円(0円)
4 チャネル対応アダプター		1 装置	ごと		1,000円 (1,100円)
8 チャネル対応アダプター		1 装置	ごと		1,500円(1,650円)
23 チャネル対応アダプタ	_	1装置	ごと		5,400円(5,940円)

# 第3 付加機能使用料

# 1 適用

	付	加	機	能	使	用	料	の	適	用
付加機能使用料の適用除外			能用イ番番しり金	ー・ 定にが 発信: その支 に係 ことが まことが まことが まことが あった。 まった。 まった。 まった。 まった。 まった。 まった。 まった。 ま	かかお番号 払りを は り は り は り は り は り は り は り に り は り か り か り か り か り か り か り か り か り か	らず、 号通知 こかか 主電録 料の米	割込え リクエ ません。 りらず サード 本 金種 りらず	情人、 信人、別、大量 別、記 が り が り	・ ビービス ・ 一 ビス ・ 一 信 E 2 ・ 信 E 2 ・ 明 成 話	かり電話プラスを選択している契約者は、2(料金額)、転送電話サービス、発信者番号通知サービスの基本機 を否サービス及び着信お知らせサービスに係る付加機能使 付加機能)に規定する番号追加サービスにより追加した 否サービス及び着信お知らせサービスについては、1追加 (料金額)に規定する付加機能使用料の支払いを要 かり電話オフィスプラスを選択している契約者は、2(料 サービス、発信者番号通知サービスの基本機能、発信 ービスに係る付加機能使用料の支払いを要しません。

# 2 料金額

					料金額(月額)	
区	丞 分			単 位	次の税抜額(かっこ内は税込額)	
番号追加サービス				1追加番号ごとに	100円 (110円)	
割込着信サービス				1 契約者回線ごとに	300円 (330円)	
転送電話サービス				1 契約者識別番号又は1追加番号ご とに	500円 (550円)	
発信者番号通知サービス			明成ひかり電話、明成ひか り電話プラスに係わるもの	基本額(1契約者回線ごとに)	400円 (440円)	
			明成ひかり電話オフィスに 係わるもの	基本額(1契約者回線ごとに)	1,200円 (1,320円)	
	追加機能		明成ひかり電話、明成ひか り電話プラスに係わるもの	加算額(1契約者回線ごとに)	200円 (220円)	
			明成ひかり電話オフィスに 係わるもの	加算額(1契約者回線ごとに)	600円 (660円)	
着信拒否サービス		1登録応答装置ごとに	200円 (220円)			
着信お知らせサービス				1 契約者識別番号又は1追加番号ご とに	100円 (110円)	
複数同時通話サービス 明成ひかり電話、明成ひか り電話プラスに係わるもの			明成ひかり電話、明成ひか り電話プラスに係わるもの	追加する 1 のチャネルごとに	200円 (220円)	
			明成ひかり電話オフィスに 係わるもの	追加する 1 のチャネルごとに	400円 (440円)	
			明成ひかり電話オフィスプラ スに係わるもの	追加する1のチャネルごとに	1,000円 (1,100円)	
FAX お知らせサート	ごス 			1契約者識別番号又は1追加番号ご とに	100円 (110円)	
基本機能		×機能		基本額(1 契約者回線ごとに)	1,000円 (1,100円)	
	追加機能		复数回線管理機能	加算額(1着信課金番号ごとに)	1,000円 (1,100円)	
		:	発信地域振分機能	加算額(1 着信課金番号につき 1 の 契約者回線番号ごとに)	350円 (385円)	

		話中時迂回機能	加算額(1 着信課金番号につき 1 の 迂回元回線番号ごとに)	800円 (880円)
		着信振分接続機能	加算額(1着信課金番号につき1の 振分グループごとに)	700円 (770円)
		受付先変更機能	加算額(1 着信課金番号につき 1 の 受付先変更元番号ごとに)	1,000円 (1,100円)
		時間外案内機能	加算額(1 着信課金番号につき 1 の 契約者回線番号又は追加番号ごとに ごとに)	650円 (715円)
特定番号通知機能	特定番号通知機能		1契約者識別番号又は1追加番号 ごとに	100円 (110円)
# ダイヤル		全国利用型	1#ダイヤル番号ごとに	15,000円 (16,500円)
		ブロック型	1 地域につき 1#ダイヤルごとに	10,000円 (11,000円)
一括転送機能	基本機能		1 回線収容部又は利用回線ごとに	3,000円 (3,300円)
32 12/2/30	追加機能	故障・回復通知機能	1 回線収容部又は利用回線ごとに	3,000円 (3,300円)
コールセレクト	基本額		制御対象番号ごとに	500円 (550円)
	加算額	発着信許可番号グループ 1 ブロック	1 回線収容部又は利用回線ごとに	100円 (110円)
		発着信許可番号グループ 5 ブロック	1 回線収容部又は利用回線ごとに	500円 (550円)
		発着信許可番号グループ 25 ブロック	1 回線収容部又は利用回線ごとに	1,500円 (1,650円)
		発着信許可番号グループ 50 ブロック	1 回線収容部又は利用回線ごとに	2,000円 (2,200円)
		発着信許可番号グループ 600 ブロック	1 回線収容部又は利用回線ごとに	10,000円 (11,000円)
内線電話サービス			基本額(1回線収容部又は1利用 回線ごとに)	3,500円 (3,850円)
			加算額(1回線収容部又は1利用回線につき1を超える1事業所番号 ごとに)	2,000円 (2,200円)

#### 1 適用

#### 通 信 料 の適 用

#### (1) 通信の条件

- ア 契約者回線相互間のデータ通信モード及びビデオ通信モードによる通信は、当社が別に定める場合に限り、利用することができます。
- イ タイプ 2 を選択している契約者に限り、ビデオ通信モード及びデータ通信モードによる通信を行うことができます。
- ウ ビデオ通信モード及びデータ通信モードによる通信は、タイプ2を選択している契約者回線との間又は当社 が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。
- エ 発信者(タイプ2を選択している場合に限ります。)は、通信を行う場合において、通信種別等を指定するものとします。
- オタイプ2に係る通信中に、発信者又は着信者の指定により、その通信に係る通信種別等を変更することができます。

#### (2) 国内通信の種類

#### 国内通信には次の種類があります。

種類	内容			
(ア)一般通信	(イ)~(カ)以外のもの			
(イ)移動体通信	携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。)に係る通信			
(ウ) P H S 通信	PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電波法施行規則 第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信に係るものをいいます。以下同じとします。)に係る通信			
(エ)無線呼出し通 信	無線呼出し設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る通信			
(才) I P電話通信	I P電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る通信			
(カ)公衆通信	公衆電話設備(協定事業者が設置する公衆電話の電話機等又はディジタル 公衆電話サービスの電話機等。以下同じとします。)に係る通信			

(3)県内通信及び県間	当社は、一般通信及び公衆通信	の通信料金を適用するため、利用回線との通信について、次のとおり区分		
通信に係る通信料金の 適用	します。 区分	適用する通信		
	(ア)県内通信	利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における利用 回線の終端、契約者回線の終端、別表3(他社相互接 続通信に係る協定事業者)に規定する固定電気通信事 業者の電気通信設備の終端との間の通信		
	(イ)県間通信	(ア)以外のもの		
(4)区域内通信及び区	当社は <b>D</b> U S 通信の通信料を	適用するため、P H S 通信について、次のとおり区分します。		
域外通信の適用	区分	適用する通信		
301213213	(ア)区域内通信	PHS設備(契約者回線の終端が設置されている場所が所属する 単位料金区域(特定FTTH事業者の電話サービス契約約款に 規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとしま		
		ず。)と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備(移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。)に接続された移動無線装置とします。)との間の通信		
	(イ)同一地区外通信	(ア)以外のPHS設備との間の通信		
(5) 無線呼出し事業 者等に係る相互接続 通信の料金の適用	無線呼出し事業者等に係る相互接続通信((2)の(エ)に規定する無線呼出し通信に係るものを除きます。)の料金については、無線呼出し事業者等に係る相互接続点を特定 F T T H 事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。			
(6) 国内通信に係る 通信料金の適用	ア 明成ひかり電話オフィスプラスに係る一般通信の通信料金については、2 料金額 (国内通信に係るもの)のアに規定する2のプランがあり、あらかじめいずれか1つ (着信課金サービスを利用している場合は、着信課金サービス通信に係るもの及びそれ以外のものについて、それぞれあらかじめいずれか1つとします。)を選択していただきます。この場合、契約者からプランの変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。 イ 明成ひかり電話、明成ひかり電話プラス又は明成ひかり電話オフィスに係る一般通信の通信料金については、2 料金額 (国内通信に係るもの)のアに規定するプラン2の料金を適用します。 ウ 当社が別に定める通信については、アの規定にかかわらず、2 料金額 (国内通信に係るもの)のアに規定するプラン2の料金を適用します。			
(7) 選択制による通信料金の月極割引の適用	択制による通信料金の月極割引き 又は当社の業務の遂行上著しく困合、当社は、その旨を契約者に通知 イ 現に月極割引の適用を受けてい 約者回線番号の変更に係る届出 あって、当社の業務の遂行上やむる	いる契約について、契約者回線に係る終端の場所若しくは利用回線の契又は利用回線の移転等に伴い契約者回線番号が変更となる場合等でを得ないときは、通信料金別表の規定にかかわらず、その契約者回線番通信に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。		

# (8) 明成ひかり電話プラスに係る通信料の計算

ア 音声利用 I P通信網サービスに係る通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。)については、2 (料金額)の規定により算定した額の月額累計額(料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。)から次表に規定する控除可能額とイに規定する繰越額を控除した額を適用します。ただし、その月間累計額が控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。1契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額	
明成ひかり電話プラス	480 円	

- イ この欄において繰越額とは、アの表中のただし書の場合におけるその控除可能額と月間累計額(当該料金月において控除可能な繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。)の差額をいい、翌料金月の音声利用 I P通信網サービスに係る月間累計額から控除します。
- ウ 通則第3項(料金の計算方法等)及び第4号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、アに規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中、「480円」を「480円を日割した額」に読み替えて適用します。(注)アに規定する当社が別に定める通信は、次に該当するものとします。
- (1) 相互接続通信(特定FTTH事業者が別に定めるものを除きます。)
- (2) 当社が別に定める付加機能等(協定事業者が提供するものを含みます。)を利用して行う通信
- (3) 通信種別がデータ通信モードのみを利用して行う通信

# (9) 明成ひかり電話 オフィスプラスに係る通 信料の計算

当社は、明成ひかり電話オフィスプラスに係る契約者からの申出があった場合は、グループ通話定額選択回線群(明成ひかり電話オフィスプラスの契約者回線又は通信料金別表に定める選択制による通信料金の月極割引を選択する契約者回線であって、その契約者が同一となるものにより構成される回線群をいいます。以下同じとします。)内の契約者回線から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群内の契約者回線への通信(2料金額(国内通信に係るものア)の表中(ア)欄に定める通信であって、当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信以外の通信に限ります。)については、2料金額の規定にかかわらず、通信料金を適用しません。

# (10) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料の取扱い

当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料については、次のとおり取り扱います。

- ア 過去1年間の実績を把握することができる場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
- イ ア以外の場合把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額(注)本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。
- (1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
- (2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

# (11) 国際通信に係る 着信先の地域の取扱

国際通信に係る着信先の地域については、契約者回線から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取扱います。

い

(12) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、 その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱いま
球局等との間の通信の	す。
取扱い	
(13) 国内通信に関す	次の通信については、第43条(通信料の支払義務)及び第44条(相互接続通信に係る料金の支払
る料金の減免	義務)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。
	ア 当社が別に定める協定事業者が提供する緊急通報用電話の契約者回線等
	(110番、118番又は119番) への通信
	イ 当社、特定FTTH事業者又は協定事業者が設置する電気通信設備等であって、当社が指定し
	たものへの通信

# 2 料金額

# 国内通信に係るもの

# ア イからエ以外のもの

					料金	額	
	料金種別			単位	(かっこ内は税込額)		
通信料	(ア) その通信に係る通信種別が通 話モードのみであって、1 のチャネ ルにおける同時通信数が 1 のもの	プラン 1 に 係るもの -	県内 通信	3分までごとに	6円	(6.6円)	
			県間 通信	3分までごとに	10円	(11円)	
		プラン 2 に係るもの		3分までごとに	8円	(8.8円)	
	(イ) その通信に係る通信種別がデータ通信モードのみによるも のであって、伝送速度が 64kbit/s までのもの			30 秒までごとに	1円	(1.1円)	
	(ウ) その通信に係る通信種別 がデータ通信モードのみによる ものであって、伝送速度が 64kbit/s を超えて 512kbit/s ま でのもの			30 秒までごとに	1.5円	(1.65円)	
	(エ) その通信に係る通信種別がデータ通信モードのみによるものであって、伝送速度が 512kbit/sを超えて1Mbit/sまでのもの			30 秒までごとに	2円	(2.2円)	
	(オ) その通信に係る通信種別がデータのであって、伝送速度が 1Mbit/sを	3分までごとに	15円	(16.5円)			
	(カ) その通信に係る通信種別がデータ通信モードのみによるものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s を超えるもの			3分までごとに	100円	(110円)	
	(キ) (ア)〜(カ)以外のものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s までのもの			3分までごとに	15円	(16.5円)	
	(ク) (ア)〜(カ)以外のものであって、伝 を超えるもの	3分までごとに	100円	(110円)			

# イ 移動体通信及び I P電話通信に係るもの

			単位	料金額
料	金 種 別			(かっこ内は税込額)
通信料	移動体通信	グループ 1 – A	1 分までごとに	16円 (17.6円)
		グループ 1 – B	1 分までごとに	17.5円 (19.25円)
		グループ 1 – D	3分までごとに	10.8円 (11.88円)
	IP電話通信	グループ 2 – A	3分までごとに	10.4円 (11.44円)
		グループ 2 – B	3分までごとに	10.5円 (11.55円)
		グループ 2 – C	3分までごとに	10.8円 (11.88円)

備考 着信課金サービス通信であって当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備からのものについては、グループ1-Aに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信の料金を適用します。

## ウ PHS通信に係るもの

						料金額
	料	金	種	別		次の秒数までごとに 10 円 (税込額 11 円)
通信料	区域内	通信				60 秒
	区域外	通信			160km まで	45 秒
					160km を超えるもの	36 秒
	上記の	通信料金	金のほか	通信 1 回ごとに	•	10 円(税込額 11 円)

## エ 無線呼出し通信に係るもの

		料金額
	料 金 種 別	次の秒数までごとに 15円 (税込額 16.5円)
通信料	無線呼出U通信	45 秒
	上記の通信料金のほか通信 1 回ごとに	40 円(税込額 44 円)

## オ 公衆通信 (着信課金サービス通信に係るものに限ります。) に係るもの

	料	金	種	別	単	位	料金額
							(かっこ内は税込額)
県内通信					1分までごと	:12	20円 (22円)
県間通信					1 分までごと	:(]	30円 (33円)

# 第 5 ユニバーサルサービス料

## 1 適用

ם =	バ - サ ル サ - ビ ス 料 の 適 用
(1) ユニバーサルサービス料の適用	契約者回線を移転した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続して音声利用 I P 通信網契約を締結していたものとみなして取り扱います。
(2) 番号追加サービス	番号追加サービスの提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて2(料金額)に規定する加算額を適用します。

# 2 料金額

区分	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	単位	料金額 (月額)
,		7 12	次の税抜額(かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1契約ごとに	税抜額 2 円 (税込額 2.2 円)
	加算額	1追加番号ごとに	税抜額 2 円 (税込額 2.2 円)

<sup>(</sup>注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に 係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

# 第6 国際通信に関する料金額

着信先の地域 料金額	1 分までごとに次に規定する額
アイスランド共和国	70円
アイルランド	20円
アゼルバイジャン共和国	70円
アゾレス諸島	35円
アフガニスタン・イスラム共和国	160円
アメリカ合衆国(ハワイを除きます)	9円
アラブ首長国連邦	50円
アルジェリア民主人民共和国	127円
アルゼンチン共和国	50円
アルバ	80円
アルバニア共和国	120円
アルメニア共和国	202円
アンギラ	80円
アンゴラ共和国	45円
アンティグア・バーブーダ	80円
アンドラ公国	41円
イエメン共和国	140円

/7=T   E	20 17
イスラエル国	30円
イタリア共和国	20円
イラク共和国 (	225円
イラン・イスラム共和国	80円
インド	80 円
インドネシア共和国	50円
ウガンダ共和国	50円
ウクライナ	100円
ウズベキスタン共和国	60円
ウルグアイ東方共和国	55円
英領バージン諸島	
エクアドル共和国	60円
エジプト・アラブ共和国	75円
エストニア共和国	80円
エチオピア連邦民主共和国	150円
エリトリア国	125円
エルサルバドル共和国	60円
オーストラリア連邦	20円
オーストリア共和国	30円
オマーン国	80円
オランダ王国	20円
オランダ領アンティール	70円
ガーナ共和国	70円
カーボヴェルデ共和国	75円
カザフスタン共和国	70円
カタール国	112円
カナダ	10円
カナリア諸島	30円
ガボン共和国	70円
カメルーン共和国	80円
ガンビア共和国	115円
カンボジア王国	90円
ギニア共和国	70円
キプロス共和国	45円
キューバ共和国	112円
ギリシャ共和国	35円
キリバス共和国	155円
キルギス共和国	140円
グアテマラ共和国	50円

グアドループ島	75 円
グアム	20円
クウェート国	80円
クック諸島	155円
グリーンランド	91円
クリスマス島	20円
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	20円
クロアチア共和国	101円
ケイマン諸島	70 円
ケニア共和国	75 円
コートジボワール共和国	80円
ココス・キーリング諸島	20円
コスタリカ共和国	35円
□モ□連合	80円
コロンビア共和国	45円
コンゴ共和国	150円
コンゴ民主共和国	75 円
サイパン	30円
サウジアラビア王国	80円
サモア独立国	80円
サントメ・プリンシペ民主共和国	200円
ザンビア共和国	70 円
サンピエール島・ミクロン島	50円
サンマリノ共和国	60円
シエラレオネ共和国	175円
ジブチ共和国	125円
ジブラルタル	90 円
ジャマイカ	75 円
ジョージア	101円
シリア・アラブ共和国	110円
シンガポール共和国	30円
ジンバブエ共和国	70円
スイス連邦	40円
スウェーデン王国	20円
スーダン共和国	125円
スペイン	30円
スペイン領北アフリカ	30円
スリナム共和国	80円
スリランカ民主社会主義共和国	75円

70년27411명	45円
スロバキア共和国	100円
スロベニア共和国	45円
スワジランド王国	120円
赤道ギニア共和国	125円
セネガル共和国	120円
セルビア共和国	80円
セントビンセント及びグレナディーン諸島	125円
ソマリア連邦共和国	159円
ソロモン諸島	45円
タイ王国	30円
大韓民国	30円
台湾	60円
タジキスタン共和国	80円
タンザニア連合共和国	45円
チェコ共和国	250円
チャド共和国	30円
中華人民共和国(香港及びマカオを除きます)	70円
チュニジア共和国	129円
朝鮮民主主義人民共和国	35円
<b>チリ共和国</b>	120円
ツバル	30円
デンマーク王国	
ドイツ連邦共和国	20円
トーゴ共和国	
トケラウ諸島	159円
ドミニカ共和国	35円
トリニダード・トバゴ共和国	55円
トルクメニスタン	110円
トルコ共和国	45円 105円
トンガ王国	105円
ナイジェリア連邦共和国	80円
ナウル共和国	110円
ナミビア共和国	80円
ニカラグア共和国	55円
ニジェール共和国	70円
ニューカレドニア	100円
ニュージーランド	25円
ネパール連邦民主共和国	106円
ノーフォーク島	79円

ノルウェー王国	20円
バーレーン王国	80円
ハイチ共和国	75円
パキスタン・イスラム共和国	70円
バチカン市国	20円
パナマ共和国	55円
バヌアツ共和国	159円
バハマ国	35円
パプアニューギニア独立国	50円
バミューダ諸島	50円
パラオ共和国	100円
パラグアイ共和国	60円
バルバドス	75 円
パレスチナ	30円
ハワイ	9円
ハンガリー	35円
バングラデシュ人民共和国	70 円
東ティモール民主共和国	126円
フィジー共和国	50円
フィリピン共和国	35円
フィンランド共和国	30円
ブータン王国	70 円
プエルトリコ	40 円
フェロー諸島	75 円
フォークランド諸島	190円
ブラジル連邦共和国	30円
フランス共和国	20円
フランス領ギアナ	50円
フランス領ポリネシア	50円
フランス領ワリス・フテュナ諸島	230円
ブルガリア共和国	80円
ブルキナファソ	80円
ブルネイ・ダルサラーム国	62 円
ブルンジ共和国	70円
米領サモア	50円
米領バージン諸島	20円
ベトナム社会主義共和国	85円
ベナン共和国	80円
ベネズエラ・ボリバル共和国	50円

ベラルーシ共和国	80円
ベリーズ	55円
ペルー共和国	55円
ベルギー王国	20円
ポーランド共和国	40円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60円
ボツワナ共和国	75円
ボルビア多民族国	55円
ポルトガル共和国	35円
香港	30円
ホンジュラス共和国	65円
マーシャル諸島共和国	110円
マイヨット島	150円
マカオ	55円
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80円
マダガスカル共和国	160円
マディラ諸島	35円
マラウイ共和国	127円
マリ共和国	55円
マルタ共和国	70円
マルチニーク島	55円
マレーシア	30円
ミクロネシア連邦	79 円
南アフリカ共和国	75円
南スーダン共和国	125円
ミャンマー連邦共和国	90円
メキシコ合衆国	35円
モーリシャス共和国	70円
モーリタニア・イスラム共和国	80円
モザンビーク共和国	127円
モナコ公国	25円
モルディブ共和国	105円
モロッコ王国	70円
モンゴル国	60円
モンテネグロ	120円
ヨルダン・ハシェミット王国	110円
ラオス人民民主共和国	105円
ラトビア共和国	90円
リトアニア共和国	60円

リビア	70円
リヒテンシュタイン公国	30円
リベリア共和国	75円
ルーマニア	60円
ルクセンブルク大公国	35円
ルワンダ共和国	125円
レソト王国	70円
レバノン共和国	112円
レユニオン	70円
ロシア	45円
インマルサットー BGAN/FBB	209円
インマルサット – BGAN – HSD/FBB – HSD	700円
インマルサットーエアロ	700円
イリジウム	250円
スラーヤ	175円

# 通信料金別表 選択制による通信料金の月極割引

同一契約者に係る接続契約者回線等間の通信料金の月極割引(グループ通話定額)

区分	内 容
(1) 定義等	ア「同一契約者に係る契約者回線間の通信料金の月極割引」とは、グループ通話定額選択回線群内の契約者回線から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群の契約者回線への通信(当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信を除きます。)について、2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額に代えて、1のチャネル(この月極割引を選択する回線収容部又は利用回線において利用しているすべてのチャネルについて適用します。)ごとに定額通信料400円(税込価格440円)を適用することをいいます。 イ この月極割引の対象となる通信は、2(料金額)のアの表中(ア)欄に定める通信に限ります。
(2) 承諾	当社は、この月極割引を選択する申出があったとき、その申出のあった音声利用 I P通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア その申出により新たにグループ通話定額選択回線群が構成される場合には、その申出のあった契約者回線が、明成ひかり電話オフィス又は明成ひかり電話オフィスプラスに係るものであるとき。 イ その申出によりグループ通話定額選択回線群に利用回線が追加される場合には、その申出のあった利用回線が、明成ひかり電話または明成ひかり電話オフィスに係るものであるとき。 ウ その申出のあった契約者回線が、通信の料金明細内訳を記録しているもの(当社が別に定める方法により記録しているものに限ります。)であるとき。 エ その申出のあった契約者回線が、その申出の日を含む料金月の初日から申出の日までのいずれの期間においてもこの月極割引の適用を受けていないものであるとき。

(3)月極割引の適用	ア 定額通信料に代えることとなる通信料金の月間累計は、料金月単位で行います。 ただし、料金月の初日以外の日にこの月極割引の適用を開始した場合には、その料金月の初日から適用を開始した日の前日までの通信を除いて、料金月の末日以外の日にこの割引の適用を廃止した場合には、適用を廃止した日の翌日からその料金月の末日までの通信を除いて月間累計額を算定します。
	イ 当社は、この月極割引の適用を受けている音声利用 I P 通信網契約について、次のいずれかに該当する場合は、本割引の適用を廃止します。
	(ア) 利用権の譲渡があったとき。
	(イ) グループ通話定額選択回線群を構成する全ての契約が明成ひかり電話オフィス又は明成ひかり電話オフィスプラスに係るものでなくなったとき。
	ウ 定額通信料については、基本料金に準じて日割を行います。 ただし、この月極割引の適用の廃止(音声利用 I P通信網契約の解除に伴うものを除きます。)があった日については、定額通信料の支払いを要します。

# 第2表 工事費

# 1 適用

I	事	費	の	適	用	
(1) 工事費の算定	工事費は、ます。	基本工事費	と施工し	た工事に係る3	<b>泛換機等工事費</b>	、機器工事費を合計して算定し
(2) 基本工事費の適用					, , ,	▶通信網契約に係る工事を含みま 基本工事費を適用します。
(3) 交換機等工事費及び	交換機等コ	E事費及び機	と	費は、次の場合	合に適用します。	
機器工事費の適用		区分			交換機等工事	費等の適用
	ア 交換機	幾等工事費	取払	及所交換設備	又は主配線盤等	において工事を要する
			場合	合に適用します	•	
	イ 機器]	[事費	当社	土が提供する宅	の機器の工事を	を要する場合に適用します。
(4) 請求による契約者識別番号の変更に関する 工事費の適用	契約者からの請求により契約者識別番号を変更した場合の工事費の額は、2(料金額)の規定にかかわらず、1の工事ごとに 2,500円 (税込額 2,750円)とします。					
(5) 番号ポータビリティの場合の工事費の適用	番号ポータビリティ(接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)第 4 条に規定するものをいいます。)によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者識別番号となる場合の交換機等工事費の額については、2 (料金額) に規定する額に 2,000 円 (税込額 2,200 円)を加算して適用します。					
(6) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合	一一一	、移転先	の取付けに関	する工事について	適用します。

(7) 割増工事費の適用	ア 次表に規定する時間帯での施工を指定する時 (料金額)に規定する加算額を除きます。) 規定する額を適用します。	P込み文は請求かめった場合の工事質の額(2 は、2 (料金額)の規定にかかわらず、次表に	
	施工する時間帯	割増工事費の額	
	(ア) 午後5時から午後10時まで (1月1日から1月3日まで及び12 月29日から12月31日までの日にあっては午前8時30分から午後10時ま でとします。)	その工事に関する工事費の合計額から 1,000 円を差し引いて 1.3 を乗じた額に 税抜額 1,000 円(税込額 1,100 円)を 加算した額	
	(イ) 午後 10 時から翌日の午 前8時 30 分まで	その工事に関する工事費の合計額から税 抜額 1,000 円を差し引いて 1.6 を乗じ た額に税 抜 額 1,000円(税 込 額 1,100円)を加算した額	
(8) 工事費の適用除外	能の利用の開始に関するもの(転送電話サービスついては、細目の変更前においてそれらの付加機能号、追加番号又は登録応答装置に係るものに限工付加機能(着信課金サービス、特定番号近ひかり電話オフィスプラスに係る番号追加サービスをて、音声利用IP通信網サービスの利用の開始は利用回線の移転若しくは変更の工事と同時に加オ間違い電話による電話番号の変更の工事間違い電話によるものを除きます。)	の工事の料金種別の変更の工事の料金種別の変更の工事の料金種別の変更の工事成ひかり電話プラスの基本機能に相当する付加格、着信拒否サービス又は着信お知らせサービスに能に相当する機能を利用していた契約者回線番ります。) 通知機能並びに明成ひかり電話オフィス及び明成と除きます。)の利用の開始に係る工事であっ若しくは細目の変更(イの場合を除きます。)又施工する場合(名義変更等その理由がその契約者に起因する能及び着信転送機能の利用の一時中断又は再	
(9) 工事費の減額適用	当社は、2 (料金額) の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。		

# 2 料金額

## 2-1 2-2以外のもの

					て事業の無
	区分		単 位	工事費の額 次の税抜額	
		<i></i>		<b>≠</b> 1□	(かっこ内は税込額)
ア 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合		1の工事ごとに基本額 加算額	4,500円 (4,950円) 3,500円 (3,850円)	
	(イ) 交換機等	等工事のみの場	合	1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)
イ 交換機 工事費	(ア) (イ)から(	(エ)以外の工事	の場合	1契約者回線ごとに	1,000円 (1,100円)
エナ兵	(イ) 料金種別	別変更		1契約者回線ごとに	1,000円 (1,100円)
	` '	戦別番号の非通 時に施工する場	知の扱いの変更 合を除きます。)	1番号ごとに	700円(770円)
	(工) 付加機 能工事費	割込着信サート	ビス	1契約者回線ごとに	1,000円 (1,100円)
	比工学具	転送電話サー	ビス	1番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		発信者番号通知サービス	番号通知サービス 1契約者回線ごとに	1契約者回線ごとに	1,000円 (1,100円)
		発信者番号通	<b>通知リクエスト</b>	1契約者回線ごとに	1,000円 (1,100円)
		着信拒否サー	ビス	1 登録応答装置ごとに	1,000円 (1,100円)
		着信お知らせサービス		1番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		複数同時通話サービス		1 チャネルごとに	1,000円 (1,100円)
		番号追加サー	ビス	1番号ごとに	700円 (770円)
		FAX お知らせ	サービス	1番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		着信課金サ -ビス	基本機能	1 着信課金番号ごと	1,000円 (1,100円)
		-0.	追加機能	1着信課金番号につき1の追加機 能ごと	1,000円 (1,100円)
		# ダイヤル		1 # ダイヤル番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		特定番号通知	 D機能	1契約者回線番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		一括転送機 基本機能		1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,000円 (1,100円)
		能	追加機能	1回線収容部又は1利用回線ごとに	1,000円 (1,100円)
		コールセレクト 内線電話サービス		1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)
				1事業所番号ごとに	1,000円 (1,100円)
ウ 機器工 事費					別に算定する実費

# 2-2 利用の一時中断に関する工事

					工事費の額									
1	<u>×</u>	分		単位	次の税抜額(かっこ内は税込額)									
(1) 利用の一	ア 基本工事	費		1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)									
時 中 断 の 工事	イ交換機	(ア) (イ)から	(エ)以外の場合	1契約者回線ごとに	1,000円 (1,100円)									
工事	工事費	(イ) 番号 追加サー	① ②以外のと き	1番号ごとに	700円 (770円)									
	ビスの利 用の一時 中断の工 事	② 追加番号のみの利用の一時中断のとき	利用の一時中断をする1番号ごとに	700円 (770円)										
	(ウ) 着信拒否も の一時中断の		雪サービスの利用 新のとき	1登録応答装置ごとに	1,000円 (1,100円)									
		(エ) 着信お知らせサービスの 利用の一時中断のとき		1番号ごとに	1,000円 (1,100円)									
		l	知らせサービスの	1番号ごとに	1,000円 (1,100円)									
						l					(カ) 着信課用の一時中	金サービスの利中断のとき	1着信課金番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		(キ) #ダイヤ 中断のとき	ブルの利用の一時	1 # ダイヤル番号ごとに番号ごとに	1,000円 (1,100円)									
	(ク) コールセレクトの利用の一時中断のとき		1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)										
		(ケ) 内線電用の一時中	話サービスの利 中断のとき	1事業所番号ごとに	1,000円 (1,100円)									
(2) 再利用の	(2) 再利用の工事				2-1の工事費の額 と同じ									

# 第3表 重複掲載料

# 電話帳発行のつど1掲載ごとに

区分	手 数 料 の額
電話帳の重複掲載料	税抜額 500 円(税込額 550 円)

# 第4表 番号案内料

# 1 適用

	番	号	案	内	料	の	適	用
(1) 視覚障害者等が利用 する場合の番号案内料の適 用除外		別に定	めるとこ	ろにより	り番号		_	者が別に定める者に限ります。)が、特定FT 用するときは、2 (料金額)の規定にかかわら
(2) 番号案内料等免除者 の取扱い等	• •							、番号案内の問合せ番号等の数、番号案内業者の契約約款の規定に準じて取り扱いま

# 2 料金額

	区分	単 位	料 金 額
番号案内料	8 時~23 時 (当月 1 回目)	1電話番号等ごとに	税抜額 60 円 (税込額 66 円)
	8 時~23 時 (当月 2 回目)	1電話番号等ごとに	税抜額 90 円 (税込額 99 円)
	23 時~翌 8 時	1電話番号等ごとに	税抜額 150円 (税込額 165円)

#### 別表1 営業区域

音声利用 IP通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、富山県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

### 別表 2 付加機能

### 種 類 提供条件 1 割込着信サービス (1) 音声利用IP通信網サービスに限り提供します。 通信中に他から着信があることを知らせ、その契約者回 (2) この機能に係る通信については、通信中に高音質通話(タイプ2 線に接続されている端末設備のフックボタン等の操作によを選択する契約者に限り利用することができるものであって、当社が別に り、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通 定めるものをいいます。以下、同じとします。) 又は映像若しくは符号に 信を行った後再び保留中の通信を行うことができるように はる通信に係る着信があった場合は、その着信に係る通信の利用が一 する機能をいいます。 部制限されることがあります。 2 転送電話サービス (1) 音声利用 I P通信網サービスに限り提供します。 その契約者識別番号又は追加番号に着信があった場 (2) 当社は、利用の一時中断の契約者識別番号及び追加番号につ 合(通信中に他から着信があった場合を含みます。) そ いては、この機能を提供しません。 の着信する通信又は着信する通信のうち契約者があら (3) 通信時間は、この機能により転送される通信の相手(以下、「転 かじめ登録した番号(当社が別に定めるものに限りま 送先」といいます。)に接続して通信できる状態にした時刻に、発信 す。) から着信する通信のみを、応答前に、契約者が指 者の契約者回線等とこの機能を利用している契約者回線との通信 定した番号(当社が別に定めるものに限ります。)に転 及びその契約者回線と転送先との通信が出来る状態にしたものとして 送することができる機能 測定します。 (4) この機能により転送される通信の料金については、この機能を利用 している契約者が支払いを要します。 (5) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通 常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあり ます. (6) この機能を利用する場合、転送元の契約者識別番号又は追加 番号が転送先に通知されることがあります。 (7) この機能に係る転送先の契約者から、その転送される通信につい て間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出があ る場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することが あります。 (8) タイプ2を選択している契約者が、この機能を利用している場合、 高音質通話又は映像若しくは符号による通信が一部制限されること

があります。

#### 3 発信者番号通知サービス

発信電話番号等(当社が別に定めるものに限りま す。)を受信することができる機能(基本機能)をい後、その通信を打ち切ります。 います。(2) この機能を利用している契約者は、発信 者番号通知リクエスト(この機能を利用している契約 者回線へ発信電話番号等が通知されない通信に対し て、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい 旨の案内により自動的に応答する機能(追加機能) をいいます。)を利用することができます。

ただし、通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行 う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている 契約者回線等から行う通信(当社が別に定める方 法により行う通信を除きます。) その他発信者がその 発信電話番号等を通知しない通信に限ります。

- (1) 音声利用 I P 通信網サービスに限り提供します。
- (1) この機能を利用している契約者回線へ通知される(2) 当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内に より自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過

### 4 着信拒否サービス

迷惑電話を防止したい旨の申出があった契約者のた めに、登録応答装置(その契約者が指定した契約者 識別番号等(当社が別に定めるものに限ります。)を 登録し、その登録された番号からの以後の着信に対し ておことわりする旨の案内を自動的に行うために、音声 利用IP通信網サービス取扱所内に設置される装置 をいいます。) を利用して提供する機能をいいます。

- (1) 音声利用 I P通信網サービスに限り提供します。
- (2) この機能には、次の区分があります。
- ① 個別着信応答(1の契約者識別番号又は1の追加番号ごと に、1の登録応答装置を利用するもの)
- ② 共同着信応答(複数の契約者識別番号又は追加番号にお いて、1の登録応答装置を利用するもの)
- (3) 契約者は、1の契約者識別番号又は1の追加番号ごとに、1の 登録応答装置を利用していただきます。
- (4) 1の登録可能番号装置に登録できる契約者識別番号又は追加 番号(以下「登録可能番号数」といいます。)は、30 以内とします。
- (5) 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている 契約者識別番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登
- (6) 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対 しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定 時間経過後、その通信を打ち切ります。
- (7) 当社は、当社又は特定 F T T H 事業者の電気通信設備の保 守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去する ことがあります。
- (8) 当社は、この機能を利用している音声利用 I P 通信網契約につ いて、名義変更があったときは、その迷惑電話おことわり機能を廃止し
- (9) 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対 しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、 責任を負いません。

#### 5 着信お知らせサービス

合、その着信する通信又は着信する通信のうち契約者 があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるものに限 ただきます。 た電子メールを契約者が指定するメールアドレスへ送信 することができる機能をいいます。

- (1) 音声利用IP通信網サービスに限り提供します。
- その契約者識別番号又は追加番号に着信があった場 (2) 契約者は、この機能を利用する契約者識別番号又は追加番号ご とに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定してい
- ります。) からのものについて、着信があった旨を記載し (3)(2)の場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数 は、1の契約者識別番号又は追加番号につき5以内とします。
  - (4) 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、 発信電話番号等(当社が別に定めるものに限ります。)、着信があ った契約者識別番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び 呼び出し時間等を記載します。
  - (5) 契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合に おいて、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのた めその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって 当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがありま
  - (6) 当社は、第 55 条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提 供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

#### 6 複数同時通話サービス

1の契約者回線において同時に通信できるチャネルの 数を追加することができる機能をいいます。

- (1) 音声利用 I P通信網サービスに限り提供します。
- (2) 利用の状況によっては、高音質通話又は映像若しくは符号による 通信が一部制限されることがあります。

### 7 番号追加サービス

その契約者回線に着信通信があった場合に、その契 約者識別番号又は追加番号(契約者からの請求に 号以外の番号をいいます。以下同じとします。)の情 報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出 する機能をいいます。

- (1) 音声利用IP通信網サービスに限り提供します。
- (2) 契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用 の一時中断の請求をすることができます。
- より当社がその契約者回線に付与した契約者識別番 (3) 1の契約者回線に付与することができる追加番号の数は、明成ひ かり電話又は明成ひかり電話プラスのものにあっては4以内、明成ひ かり電話オフィスのものにあっては31以内,明成ひかり電話オフィス プラスのものにあっては4以内とします。
  - 4)追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者識別番号の 場合に準ずるものとします。

### 8 FAX お知らせサービス

その契約者識別番号又は追加番号に着信があった場 合、その着信する通信又は着信する通信のうち契約者が あらかじめ登録した番号(当社が別に定めるものに限りま す。) からのものについて、着信があった旨を記載した電 子メールを契約者が指定するメールアドレスへ送信するこ とができる機能をいいます。

- (1) 音声利用IP通信網サービスに限り提供します。
- (2) 契約者は、この機能を利用する契約者識別番号又は追加番号ご とに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定して いただきます。
- (3) (2)の場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数 は、1の契約者識別番号又は追加番号につき5以内とします。
- (4) 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、 発信電話番号等(当社が別に定めるものに限ります。)、着信が あった契約者識別番号又は追加番号、着信に対する応答状況 及び呼び出し時間等を記載します。
- (5) 契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合に おいて、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いの ためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合で あって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことが あります。
- (6) 当社は、第55条(責任の制限)に規定するほか、この機能を 提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

#### 9 着信課金サービス

らかじめ契約者が指定する地域の契約者回線等から着 信課金番号(契約者の請求により、当社が付与した番 号であって、着信課金機能を利用するための番号をいい ます。以下同じとします。) により行う通信(以下「着信 課金サービス通信 |といいます。) に関する料金について、(3) 着信課金番号を付与された契約者は、1の着信課金番号により その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る契 約者とし、その契約者回線番号に係る契約者(話中時 している契約者回線番号又は追加番号へ着信先が変 更された通信に関する料金については、その通信の着信 があった契約者回線番号又は追加番号に係る契約者と します。)に課金する機能をいいます。

#### <追加機能>

#### ·発信地域振分機能

1の着信課金番号による着信課金サービス通信を、その 通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信 課金機能を利用している契約者回線番号又は追加番 号に着信させる機能

### •話中時迂回機能

下この表において「迂回元回線番号」といいます。)が着 信課金サービス通信により通信中の場合に、迂回元回 線番号への着信課金サービス通信を、契約者があらかじ め指定した着信課金機能を利用している他の契約者回 線番号若しくは追加番号又は当社が別に定める協定事 業者の電気通信設備に着信させる機能

### ·振分接続機能

1の着信課金番号による着信課金サービス通信につい て、振分グループ(契約者があらかじめ指定した複数の契 約者回線番号若しくは追加番号(着信課金機能を利用(10) しているものに限ります。)又は当社が別に定める協定事 業者の電気通信設備からなるグループをいいます。以下こ の表において同じとします。)を構成する着信先ごとに、契 約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、 契約者回線番号若しくは追加番号又は当社が別に定め る協定事業者の電気通信設備に着信させる機能

### •受付先変更機能

契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯 (12) に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号 (以下この表において「受付先変更元番号」といいます。) への着信課金サービス通信を、契約者があらかじめ指定 した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号 若しくは追加番号又は当社が別に定める協定事業者の 電気通信設備に着信させる機能

### ·時間外案内機能

契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯 に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号

- (1) 音声利用 I P 通信網サービスに限り提供します。
- その契約者回線番号又は追加番号に係る着信先へ、あ(2) 当社は、1契約者回線番号又は1追加番号ごとに1の着信課 金番号を付与します。 ただし、その契約者回線番号又は追加番 号において発信地域振分機能を利用している場合には、それらの 機能を利用しているすべての契約者回線番号又は追加番号に1 の着信課金番号を付与します。
  - 同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更す るときも同じとします。
- 迂回機能、振分接続機能又は受付先変更機能を利用(4) この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課 金番号により行う通信は、一般通信(おおむね 3kHz の帯域によ る通話に限ります。)、移動体通信、PHS通信又は公衆通信 に限ります。
  - (5) 当社は、契約者から請求があったときは、移動体通信又はPHS 通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様と します。
  - (6) 契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線番号 又は追加番号に係る契約者に課金することを許容する地域を、当 社が別に定めるところに従って指定していただきます。
  - (7) 複数回線共通番号機能は、発信地域振分機能、話中時迂回 機能、振分接続機能又は受付先変更機能を利用している場合 に限り提供します。
- この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以 (8) 複数回線共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能又 は受付先変更機能を利用する場合は、当社は基本機能に係る 基本額を、契約者(契約者が2人以上ある場合は、その契約者 すべての同意に基づき指定される代表者とします。) があらかじめ 指定する回線収容部又は利用回線に請求し、その支払いを要す る者をその回線収容部又は利用回線に係る契約者とします。
  - (9) 複数回線共通番号機能を利用していない場合は、発信地域振 分機能において着信課金サービス通信の着信先として指定できる ものは、同一の回線収容部又は利用回線における着信課金機能 を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。
  - 複数回線共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機 能及び受付先変更機能において着信課金サービス通信の着信 先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数 (当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に転送する場 合は、その転送先において指定する着信先の数を含みます。) の 範囲内とします。
  - 1の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回 (11)機能と振分接続機能を同時に利用することはできません。
    - 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能に おいて着信課金サービス通信の着信先として指定することができる 契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金番号を付与 したものに限ります。この場合、その着信先をこの機能を利用する 契約者回線番号又は追加番号に係る契約者と異なる者に係るも のとする場合は、その着信先となる契約者回線番号に係る契約者 からの同意がある場合に限り提供します。
  - (13)複数回線共通番号機能を利用していない場合は、話中時 迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能において着信課 金サービス通信の着信先として指定できるものは、同一の回線収

への着信課金サービス通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能

- 容部又は利用回線における着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号に限ります。
- (14) 受付先変更機能又は時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。
- (15) 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者 回線番号の場合に準ずるものとします。
- (注1) 9に規定する当社が別に定める数は、複数回線共通番号機能の場合は640、話中時迂回機能及び振分接続機能の場合はそれぞれ50、受付先変更機能の場合は5とします。
- (注2) 13 に規定する当社が別に定める時間は10分とします。

### 10 #ダイヤル

その接続契約者回線等(タイプ2に係るものに限ります。)へ着信する通信を、#ダイヤル番号(契約者の請求により当社が付与した番号であって、ひかり電話短縮サービスを利用するための番号をいいます。以下同じとします。)により行うことができるようにする機能をいいます。

- (1) 音声利用IP通信網サービスに限り提供します。
- (2) #ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。
- (3) その契約者回線等へ#ダイヤル番号により行う通信は、明成ひかり 電話契約者回線等から行う通信に限ります。
- (4) 契約者は、1の#ダイヤル番号により行う通信について、その通信 の発信を許容する区域 (ブロック型の#ダイヤル機能の場合はその 地域内の区域に限ります。)を当社が別に定めるところにより指定することができるものとし、その区域ごとに、1の#ダイヤル番号により 接続される契約者回線等 (当社が別に定めるものに限ります。) を指定していただきます。
- (5) 当社は、その請求の承諾後、契約者が当社が別に定める期間内 に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。
- (6) #ダイヤル番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線 番号の場合に準ずるものとします。
- (注) 4に規定する当社が別に定める期間は、2か月間とします。

### 11 特定番号通知機能

この機能を利用する接続契約者回線等(着信課金機能の提供を受けているもの又は当社が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等による着信が可能なものであって、その事実が協定事業者からの通知により確認できるものに限ります。)から行う通信について、そ接続契約者回線等の契約者回線番号又は追加番号に替えて、着信課金番号又は当社が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等を着信先の契約者回線等へ通知する機能をいいます。

(1) 音声利用IP通信網サービスに限り提供します。

## 12 一括転送機能

1の回線収容部又は利用回線に係る契約者回線番号又は追加番号に着信するすべての通信を、応答前に、契約者(明成ひかり電話 オフィスプラスに係る契約者に限ります。以下この欄において同じとします。)がそれぞれあらかじめ指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能をいいます。

- (1) 音声利用IP通信網サービスに限り提供します。
- (2) 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。
- (3) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通 常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことが あります。

#### <追加機能>

#### ·故障情報通知機能

音声利用 I P通信網サービス取扱所内に設置される 監視装置から、契約者の指定する1の契約者回線番 号又は追加番号(以下「監視対象番号」といいま す。)(こ監視信号を送信し、その監視対象番号に係る 自営端末設備が稼動していない状態にあると当社が判 断した場合に、その旨を記載した電子メールを契約者が 指定するメールアドレスへ送信する機能及び自営端末設 備が稼動していないと判断される間、基本機能に係る転 送を行うことができる機能

- (4) この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号が転送先に 通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほ しい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その 転送を中止することがあります。
- (5) この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続 契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から 転送先の番号への通信の2の通信として取扱います。この場合 の通信時間については転送先に転送して通信ができる状態とした 時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。
- (6) この機能に係る通信については、高音質通話又は映像若しくは符 号による通信が一部制限されることがあります。
- (7) 故障情報通知機能を利用する場合において、契約者は、あらかじめ監視対象番号及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。
- (8) 契約者はこの備考の7の申込み内容について変更する場合は、あ らかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。
- (9) 当社は、故障情報通知機能の提供に当たっては、1の監視対象 番号ごとに1のチャネルを使用します。
- (10) 故障情報通知機能において、次の場合には、自営端末設備の状態について、正しく判断できないことがあります。
  - ア.監視対象番号において他の付加機能を利用しているとき。
  - イ.監視対象番号に係る自営端末設備において、故障情報通知 機能に係る通信以外の通信が行われているとき。
  - ウ.その他監視対象番号に係る自営端末設備の種類等により技術上やむを得ないとき。
- (11) 契約者は、故障情報通知機能を利用する回線収容部又は利用回線ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスを指定していただきます。この場合、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は1の利用回線につき当社が別に定める数以内とします。
- (12) 当社は、当社が送信する電子メールについて、監視対象番号等を記載します。
- (13) 契約者に電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いのためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。
- (14) 当社は、第55条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

### 13 コールセレクト

契約者(タイプ2に係る契約者に限ります。以下この欄 において同じとします。) が指定する1以上の制御対象 番号(その契約に係る契約者回線番号又は追加番号 をいいます。以下この欄において同じとします。)からなる グループ(以下この欄において「制御対象番号グループ」 といいます。) ごとに、当社が別に定めるところにより契約 者があらかじめ登録した1以上の電気通信番号からなる グループ(以下この欄において「発着信許可番号グルー プ」といいます。) 又は通信種別に係る発信又は着信を 可能にする機能をいいます。

- (1) 音声利用IP通信網サービスに限り提供します。
- (2) 契約者は、発着信許可番号グループに係る加算額の適用につい て、5種類の区分の中からあらかじめいずれか1つを選択していた だきます。
- (3) 当社は、制御対象番号グループごとの発着信許可番号グループの 数を合計して、その契約における発着信許可番号グループに係る 加算額を適用します。この場合において、当社は、契約者が発着 信許可番号グループに係る電気通信番号を登録しない場合にお いても、制御対象番号グループごとに1の発着信許可番号グルー プを利用しているものとみなして取り扱います。
- (4) 1の発着信許可番号グループに登録できる電気通信番号の数 は、20 以内とします。
- (5) 当社は、この機能を利用している契約について、契約に係る利用 権の譲渡があったときは、その指定通信発着信許可機能を廃止し ます。
- (6) 当社は、第55条(責任の制限)に規定するほか、この機能を 提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

### 14 内線電話サービス

事業所番号(同一の回線収容部グループ(契約者 (明成ひかり電話オフィスプラスに係る契約者に限りま す。以下この欄において同じとします。) が指定する1以 上の回線収容部又は利用回線(その回線収容部又は | (3) 契約者が1回線収容部又は1利用回線において利用することが 利用回線に係る契約者がその指定を行う者と同一の者 となるものに限ります。)からなるグループをいいます。以 下同じとします。) に属する回線収容部又は利用回線 を識別するための番号をいいます。) を用いて発信された 通信を、その事業所番号に係るルーチング先番号(この 機能を利用する回線収容部又は利用回線に付与され た契約者回線番号又は追加番号であって契約者が指 定したものをいいます。)に着信させ、発信者が付加した 番号をその接続契約者回線等に接続される端末設備 に送出する機能をいいます。

### <追加機能>

同一の回線収容部グループに属するすべてのサービスにつ いて、その契約者が、相互接続点(当社が別に定めるも のに限ります。) との間において、事業所番号等(事業 所番号及び当社が別に定める協定事業者が指定する番 号(その契約者と同一の者がその協定事業者と契約を 締結する電気通信サービスに係るものに限ります。) をい います。)を用いた通信を行うことを可能とする機能

- (1) 音声利用 I P通信網サービスに限り提供します。
- (2) 基本機能を利用した通信は、事業所番号ルーチング機能を利用 している回線収容部又は利用回線であって同一の回線収容部グ ループに属するものから発信された場合に限り行うことができます。
- できる事業所番号の数は、10以内とします。

# 別表 3 他社相互接続通信に係る協定事業者

	協定事業者	内容
1	固定電気通信事業者	2、3以外の電気通信事業者
2	PHS事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いてPHSサービスを 提供する協定事業者
3	携帯電話事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービス を提供する当社又は協定事業者(別表4(携帯電話事業者に係る区分)に規定するものに限ります。)
4	無線呼出し事業者	無線設備規則第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者
5	I P電話事業者	電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する当社又は協定事業者(別表5(IP電話事業者に係る区分)に規定するものに限ります。)

# 別表4 携帯電話事業者に係る区分

区分	接続する事業者名			
グループ1 – A	株式会社NTTドコモ ソフトバンク株式会社 ※1			
グループ1 – B	沖縄セルラー電話株式会社 ΚDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 ※2			
グループ1 – D	株式会社NTTドコモ(ワンナンバー機能により着信する場合)			

# 別表 5 IP電話事業者に係る区分

区分	接続する事業者名		
グループ 2 – A	現状該当なし		
グループ 2 – B	株式会社STNet 株式会社NTTぷらら 九州通信ネットワーク株式会社 株式会社ケイ・オプティコム ソフトバンク株式会社 ※1 中部テレコミュニケーション株式会社 東北インテリジェント通信株式会社 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ		
グループ 2 – C	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社株式会社NTTドコモ株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーKDDI株式会社ソフトバンク株式会社※2フュージョン・コミュニケーションズ株式会社※3ZIP Telecom株式会社アルテリア・ネットワーク株式会社Colt テクノロジーサービス株式会社株式会社アイ・ピー・エス		

※ 1 旧ソフトバンクBB株式会社 ※ 2 旧ソフトバンクテレコム株式会社 ※ 3 旧株式会社パワードコム

# 別表 6 相互接続通信の料金の取扱い

1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1) (2)(3)以外のもの

	(1) (2)(3)以外のもの					
接続形態			料金の扱い等			
1	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 : 携帯電話事業者に係る電気通信設備		料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。			
2		(ア) (イ) 以外の場合 (イ) 当社の着信課金サー ビスを利用して通信を行った 場合	料金設定事業者 : 携帯自動車電話事業者 料金を請求する事業者 : 携帯自動車電話事業者 料金の支払いを要する者 : 携帯電話事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その携帯電話事業者の契約約款に定めるところによります。 料金設定事業者			
3	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 : 固定電気通信事業者に係る電気通信設		料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。			
4	発信側の電気通信設備 : 固定電気通信事業者 に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線等	(ア)(イ)以外の場合	料金設定事業者 : 当社又は固定電気通信事業者 料金を請求する事業者 : 固定電気通信事業者 料金の支払いを要する者 : その固定電気通信事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その固定電気通信事業者の契約約款に定めるとろによります。			

		(イ)当社の着信課金サービスを利用して通信を行った場合	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の着信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
5	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 : PHS事業者に係る電気は	通信設備	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
6	発信側の電気通信設備 : PHS事業者に係る 電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線	(ア) (イ) 以外の場合 (イ) 当社の着信課金サービスを利用して通信を行った場合	料金設定事業者 : P H S 事業者 料金を請求する事業者 : P H S 事業者 料金の支払いを要する者 : その P H S 事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その P H S 事業者の契約約款に定めるところによります。 料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者
			: 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の着信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。

- (2) 本邦外との間に係る相互接続通信(当社が提供する国際通信に係るものを除きます。) その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者がその契約約款において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。
- (3) 携帯電話事業者に係る相互接続通信(当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。)の料金の取扱いは次のとおりとします。
  - ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
  - イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

## 2 1以外のもの

- (1) 相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き当社が定めることとします。
- (2) 契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。

(3) 他社相互接続通信に係る料金又は公衆電話の電話機等から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者が支払いを要します。ただし、通信の料金を着信のあった契約者回線の契約者に課金する取扱いを受けた場合の相互接続通信については、その着信のあった契約者回線の契約者が支払いを要することとなります。